

五月三日の会 通信

4

新潟から	1
仏学会から	4
神戸の十月から	7
岡山から	14

20. XI
1970

△もの言う△苦痛について

野 村 彰

私はいま△ものを言う△こと、△ものを書く△ことがきわめて苦痛である。しかし考えてみると、この苦痛はどうやら私の個人的感想にとどまらない側面をもっているようだ。学生の間にも教師の間にも、なにやら共通した苦しい沈黙が支配しているのを感じる。この会の世話人のお一人が私に書くことを促されるのも、彼に似たような予感があるからだろう。そういう状況が、なにほどのひろがりをもって存在するかは別としても、たしかな手応えとして感じとられる以上、やはり誰かが△の暗い部分について「語る」必要はあるかもしねれない。

端的に言って△私の苦痛△の根柢には「加害者」（権力に対し先制攻撃を加え、その土台骨を揺るがす者）になれぬ△私△に何ができるか、という懷疑がある。荻原氏にしても松下氏にしても、公然と権力に対し加害者であろうとする明らかな覚悟が読みとれる。そのようにしてしか△己れ△の解放がありえない状況への認識がその覚悟を支えているのにちがいない。おそらく、「権力が設定した秩序」と真向うからきり結んだ者にとってさらなる加害者であろうとする以外に生きる余地はないのだろう。しかし一方、そのような「秩序」の枠内で「内面の良心と自由」を幻想しつづけることによって生き延びようとする△私△とは、いったい何者なのか。たしかに、「内面の良心と自由」を幻想するのあまり、結果として「秩序」からはみだすことはあるだろう。けれどもそのことと、「秩序」を実践的に拒否しそれへの加害者になることは、決定的に異なるのだ。これを思いしらされたことは、私にとってじつに苛酷であり決定的であった。

詩的世界といふものは本質的に生活の秩序とは異質のものであり、詩的なものに呑まれた者は結果としてアウトサイダーであり孤独者であることを強いられる——この程度の図式化でわかつたつもりでいた私にとって、大学闘争の嵐はことのほかすさまじかった。私の想定していた図式がこの嵐の中で飛散していく過程を比喩的に語れば次のようになる。

△昼△と△夜△が対立して存在し、△詩人△は△昼△の空間で受ける屈辱と怒りを△夜△の空間でとりもどそうとする。彼は△夜△の空間を深化させることによって△昼△との距離を拡大し、そのようにして△昼△の世界に復讐しようとするだろう。もし彼が△昼△の空間でなにかしかの「榮光」を持ち歩けるとすれば、それはなにがしかの「名声」という被膜が彼を包んでいるからにすぎぬ。「詩人」として反体制的ないし反逆的言辞を公然と「紙上」に吐き出してみせることによって、あたかも△昼△の空間に聳立しているかのように思い込むことがあるとすれば、それは明らかな錯覚にすぎぬ。彼は見事に「秩序」の舞台で「詩人の役」を演じているだけなのだ。「秩序」には、おもろい役を演じてみせる「役者」共に（本人が役者でないと思いつめるほどその役柄はいつそう真に迫つておもしろい）相応の報酬を与えるだけの余裕はある。——大学闘争の嵐は、このような芝居のからくりを発いてみせた。からくりを「暴力的」に発き出されたのちに、なつかつ詩的なものを追い求めようとすれば必然的に△夜△と△昼△の目くるめくような距離をとび越えなければならぬ。このことは、詩的なものの本質から必然的に、反△秩序△の情念を△秩序△そのものに叩きつける存在として、△昼△の役者△に仕立てようとしていることになるだろう。

（一九七〇・一一・三）

の空間に公然と登場することを意味する。「詩人の役」を演じる者として舞台の上を横行することを止め、詩人そのものとなつて観客になだれ込むことを意味する。おそらくその時、観客は群らがって彼を殴め殺すであろう……。このとき、彼を「支援」しようとする△私△とは何者なのか。

昨年の九月、佐渡の航空自衛隊基地から一人の青年が跳り出た。21才の三等空曹である。彼は「搾取され抑圧され、人間以下の生活を強いられている下層貧困階級、ブルジョアジー階級が人間としての生活を人間として生きる権利を勝ちとるために戦っている」デモ隊に対して銃口を向けることを、「内面的」に拒否するのではなく、公然と銃口の方向を転換することを宣言し、権力に対する加害者としての行動を開始した。おそらく、今日の状況においては最も誠実な「支援」行動の典型といつべきであろう。なぜなら、加害者を「支援」するためには、自らも加害者になる以外にないからである。

にも拘らず「内面の良心と自由」を幻想しつづけることによつて生き延びようとする△この△私△とはいつたい何者なゆが。いま言ひうることは、このような問い合わせがれることができない以上、もはや△私△には「内面」なるものさえ決定的に砕け散ってしまつていることだらう。

蛇足ながら最後に一言。

△教官処分△一般に抗議し被処分者を支援することは容易かもしない。しかし「加害者」であることを決断したひとりの人間

日本仏語仏文学会における

「安東教授弾劾辞職勧告」

撤回要求決議」のその後

田 中 仁 彦

昭和四十四年六月一日の日本仏語仏文学会春季総会は、先に東京外国语大学教授会が安東次男教授に対し行つた弾劾辞職勧告の撤回を要求する決議を行つた（以下、「決議」という）。安東氏に対する辞職勧告以来、直ちに活動を開始した安東氏支援の会は、その活動の一環として、この問題を安東氏の所属学会である仏文学会に提議することを決め、六月一日の総会に支援の会の会員である白井健三郎氏の発言という形で提案し、その提案、つまり「決議」は、八一対七九という二票の差をもって支持されたのである。この結果は提案者の側にとつても、むしろ意外だったのであり、否決の場合を予想して安東氏以下の脱会による学会批判という形になることを覚悟していたのであつた。一部にささやかれていくような多数派工作などは、全く行なわれなかつたし、そ

れは無意味であるばかりか、この具体的現実的問題を無視するということによって積極的に辞職勧告に暗黙の承認をあたえる結果になるだろう。問題にしなければならないのは大学の自治と呼ばれているものの内容であり、つまりは教師・研究者の思想表現の自由とは何かということである。

ところでこのような問題は、安東問題のような具体的で個別的なケースを通じて現れる。そしてこのような個別的问题こそがその最も深い錯綜と深刻さを開示するものであり、また一人一人の人間に對してその主体的なかかわり方を明確にするよう迫るものである。もし「大学立法反対」が提案されいたら、いろいろ意見はあつたろうが、結局は多数決によつて決議され、少数派はそれに従い、一片の声明を発し、そして事はそれで落着したことであらう。しかし、今回の場合はそはないかなかつた。多数決に破れた側から多数の脱会者が出来し、またこの「決議」の執行の過程でこれを緩和しようとする動きも強かつた。そのことを批難するつもりはない。自らの思想信条にふれる問題については多数決に従うことができない場合もあるのだから。むしろこのこと自体、「決議」が元来、多数決では処理することのできない性質の、本質的な問題を含んでいたことを示すものに他ならない。つまり二票差で「勝つた」ことが重要なではなく、このような本質的な問題の提起によつて学会が割れ、改めて学会とは何かを問わざるを得なくなつたことこそが重要なのである。

春季総会の後を受けた秋季大会は、ついに受け手がなく開催不能となり、翌四十五年の春季大会は辛うじてアテネ・フランセで開いたが、次の秋季大会は再び開催不可能となつてしまつた。

これがその後の仏文学会の状況である。その大きな原因は、いままでもなく、安東問題をきっかけにして生じた学会のあり方をめぐる論争が、一つ間違えば学会解散にまでゆきかねない状態にあるからである。特に四十五年春季総会においては、「決議」の執行における幹事会の責任追求をめぐって紛糾し、この問題と学会のあり方を含めて徹底的に討議し、結論を出すための、特別な臨時総会を召集することを決定している。この臨時総会がいつ開かれることになるか、今の所、見通しはないが、いづれにせよそれは開かれるであろうし、何らかの結論を出すことになろう。それが学会の解散であるか分裂であるか、それとも再生であるか、それは分らない。

仏文学会は元來、家族主義的な小学会であったし、また物々しいアカデミズムの余りない学会でもあつた。しかし会員数の増大につれて学会の体質は変つてゆき、「漸く社交団体の域を脱し、初めて本来の学会の性格を確立してきた」（杉捷夫会長 学会ニュース二十三号）のであつた。今回の「決議」に対する主として古い世代からの反撥は、元の親睦団体でいいではないか、といふ形をとつてゐる場合が多い。しかもし「本来の学会の性格を確立する」方向で考へるとするならば、やはりこの「本来の性格」とは何かを問わざるを得ないことになるだろう。それはやはり研究者が研究のために作つた団体ということ以外にはない。とするなら当然、この研究の基本的条件である思想表現の自由に対しても大きな関心をはらうものであるべきだらう。戦後民主主義時代の悪いえば温室的状況の中にいた時と違つて、今日、この自由が非常な危機にさらされていることを、感じる人は感じている。ア

カデミズムのぬるま湯にひたつてゐるのでなく、現実との緊張關係を持ち、政治との接点を持つてゐる人の場合、特にこの危機意識は鋭いであろう。学会は権力に対する緊張關係の中で、研究の自由を守つてゆくつもりがあるのか、それとも権力の再編成の線に沿つて、金を導入し、政治的中立を標榜することによつて権力の干渉に従い、研究事大主義、研究エゴイズム、研究の物神化、つまり悪しきアカデミズムへの道を歩むのか、それともまた単なる親睦団体へと戻るのか、学会はそれらの一つを選ばねばならぬ所へきたのである。しかし実はこのような選択を迫られているのは仏文学会ばかりではあるまい。実はすべての学会が、そして学術会議も、このような選択を迫られているのである。それを迫っているのは、まさに今日の状況なのだ。

われわれの主張がその第一の選択であることはいうまでもない。学会はまず何よりも研究者の思想表現の自由を守るためにものでなければならぬ。一つの専門家集団として団結するならばそれは決して不可能ではないだろう。研究の交流とか予算の獲得とかは、その上でのことである。そのようなことが可能であるような形に脱皮しなければならない。これは緊急な課題なのである。

われわれの「決議」を受け取つた東京外語国大学教授会は予想通りこれを無視した。そして新聞にその理由を談話の形で述べているが、その中に、この「決議」は大学の自治への侵害であるといふ一項があつたのには、思わず笑わずにいられなかつた。研究者団体がその生命であるところの問題で、その生命を侵害したものに抗議している時、今や国家機関でしかないうような教授会が大学の自治などをふりまわすこと自体笑止なことではないだらう

か。大学の自治というものが、権力との緊張關係の中から生れ、研究教育の自由を守る努力の中でのみ維持されるものであること、を知らないのであらうか。眞の「教授会の自治」を問いつめ、再建するよう要望したい。このような再建された「教授会の自治」と、そしてわれわれの願つてゐるような「学会の自治」とが車の両輪になることによってはじめて、教育研究の自由は守られるのであるから。

神戸の十月から

▲8月▽闘争によつて破産を暴露された評議会の▲9月▽における奇妙な沈黙を追撃する

八月には二一日、三一日の陳述をめぐつて、評議会は、文書の伝達、テンポーの配達を連日のようにおこなつていただけれども、九月に入つてからは、ついに一度もなかつた。なぜだらうか？

評議会は、八月中に処分を決定しようと予定していた。学生のいない夏休みに、安全に処理し、学長選挙を文部省に認めてもらい、大学闘争を含む全情況の悪夢を早く忘れ去るために。

けれども、その予定は、見事に粉砕されてしまつた。評議会は、私に一方的な陳述条件（非公開、事実についてのみ議長の指示に従つて発言する etc.）を押しつけ、私がそれに応じなければ、「陳述の権利を放棄した」とみなし、たとえ応じても私が抽象論を語るだけであらうから、「ともかく陳述はさせた」というアリバイを獲得して、処分を合法的に（これがかれらのギマンの表現であることは、あらゆる事例についていえる）決定できると楽観していたはずである。

しかしながら、私は、さまざまの共闘者に支えられつつ、評議会のギマンを公開し、かつ事実性論の武器によつてかれらを脱出不可能のワナに追いつめた。

具体的にいふと、八月二一日の口頭陳述では、評議会側の条件を逆用して、△次の事実性のうち第1次の事実性（処分審査説明書の文体、構成のギマン）のみ述べておき、証人、証拠を媒介にしなければ、第2次の事実性には到達しないし、ましてや、△次の事実性（存在革命の永続的展開を条件とする）には到達しない、と王張した。従つて評議会は、陳述を一回では打ち切れなくなり、また、少数ながら参考人の意見を文書という抑圧したかたちではあるが、聴取せざるをえなくなり、核心的なこととして、私の主張した内容（説明書の全面破棄と、闘争にかかわった全ての人間による事実性の再調査）に圧倒されて、何一つ対応しきれないまま、九月を呆然とすごしたのである。

私の方は、九月の三十日間を、三十年間（つまり、私が停年になるまでの年数）の速度で疾走し、8・7闘争被告團や……闘争被告團の裁判闘争がふくむ問題を中心に、あらゆる位相の問題を追求しつつ、たのし気に存在し続けていた。

十月に入り、評議会は、支配秩序の必然的な力に強制されて、ただひたすら盲目的に処分を確定してくるであろう。そして、そのことによつて、自らの敗北を永遠に公表することになるのだ。すでに読者諸君が予感しているように、評議会が示したこの九月の奇妙な沈黙は、ほんとうは、きみ自身の奇妙な沈黙に他ならない。この沈黙は全情況のタイハイの極限的な質を集約している以上、この沈黙を共同的な追求の場で止揚しなひ限り、どのよう

に闘争の生活しようと、そのストーリーの目的は虚しいし、むしろ処分→新しいファシズムの到来の加担者であるとの表明である。

第3↓n回口頭陳述の必要性！このさやかな言葉が包囲するヴィジョンを、きみが、どのように想像し創造するかによつて、きみの過去と未来が裁かれていくのだということを忘れないでほしい。

一九七〇・一〇・一

松下昇

処分説明書

(教示) この処分についての不服申立ては、国家公務員法第九〇条および人事院規則一三一の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して六〇日以内に人事院に対して、することができ。ただし、この期間内であっても処分があつた日の翌日から起算して一年を経過した後は、することができません。

1. 処分者
(官職) 神戸大学長事務取扱
(氏名) 戸田義郎

印

(所属部課) 神戸大学教養部

(氏名) 松下昇
(官職) 文部教官講師
(等級および号俸) 教育職三等級五号俸

処分の内容

(処分発令日) 昭和四五年一〇月一六日

(処分効力発生日) 昭和四五年一〇月一六日

(処分説明書交付日) 昭和四五年一〇月一六日

(根拠法令) 国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号

(処分の種類および程度) 免職

(刑事裁判との関係) 起訴日・昭和四五年五月二三日

(国家公務員法第八五条による承認の日)

昭和四五年一〇月一四日

(処分の理由) 上記の者(以下「同人」という)は、次のような行為をした。

(1) 同人は、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する。」と宣言して、昭和四三年度第二課程(夜間課程)一般教育課程後期の同人担当授業科目の成績表を提出せず、同年度一般教育課程(昼間課程)後期の同人担当授業科目の期末試験の実施を拒否した。また、同人は、昭和四四年九月一日から開始された昭和四四年度一般教育課程前期の同人担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱の警告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかつた。

(2) 昭和四四年一一月八日付公文書をもつて教養部長事務取

扱より同人に昭和四三年度一般教育課程後期の同人担当の授業科目の成績表提出および昭和四四年度一般教育課程後期の授業担当を要求し、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告したのに對して、同人は、昭和四三年度一般教育課程後期授業時間割への同人の授業の組入れを申し出たが、同人は、その後、次のような行為をした。すなわち、昭和四三年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と稱して、受講者二四三名全員に0点をつけた。また、昭和四四年度一般教育課程後期の授業については、同人の授業放棄に対する認の通告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかつた。そのため、教養部教授会は同人担当授業の受講生を他の教員の授業にふりわけ受講せしめることを余儀なくされた。

(3) 同人は、昭和四四年二月五日以来、教養部教授会を欠席し、同年一〇月一日付公文書をもつて教養部長事務取扱出席を勧告された後も、翌四五年四月一五日までの間に開催された教養部教授会に、同年一月一四日を除き、出席しなかつた。

(4) 同人は、昭和四四年度本学入学試験第一日目の同年三月三日に、第一試験場(神戸市立御影工業高等学校)において本学教職員に対して入学試験事務の拒否を煽動する文面のはり紙をなし、学長事務取扱の要請を受けた教養部長事務取扱よりの説得にもかかわらず、同人はそのはり紙を撤

(5) 本学評議会の議に基づいて、学長事務取扱が、本学学舎等の不法占拠状態を解除するために、昭和四四年八月七日および翌八日にわたり、本学各学舎等の不法占拠者に対して退去命令を発し、大学当局の許可なき者の各学舎構内の立入禁止を命令したさい、同人はこれらの命令に従わず、兩日にわたって教養部学舎内に残留して退去しなかつた。

(6) 同人は昭和四四年八月八日に不法占拠状態が解除された教養部学舎のB一〇九教室を、同年九月一日より、一部の学生とともに占拠して無断使用し、再びの教養部長事務取扱よりの同教室の使用禁止・明け渡しの通告をも無視して、翌四五年二月二八日に至るまで不法占拠を継続した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。

(7) 同人は、昭和四四年度一般教育課程前期授業開始第一日目の昭和四四年九月一日に、一部の学生とともに小林正光教授の化学の授業が行なわれるB一〇九教室に入りこみ、同教室の教壇を占拠し、小林教授の抗議や教養部長事務取扱等による退去説得にも応ぜず、一たん室外に連出された後、再び室内に入つて教壇の占拠を続け、小林教授の授業実施を中止するのやむなきに至らしめた。

(8) 同人は、昭和四四年九月二十四日に、一部の学生とともに、教養部学舎四〇一教室の入口付近に坐りこみ、同教室において行なわれる湯本昭八郎講師を担当主任とする生物学

実験の授業を中止するのやむなきに至らしめた。

(1) 同人は、昭和四三年度一般教育課程後期期末試験第一日の昭和四四年一月八日に、一部の学生とともに、吉村毅助教授担当の英語の試験場（教養学部学舎Ⅲ教室）へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するやむなきに至らしめた。また、同日、同人は、一部の学生による妨害のために混乱していた荻野日博道教授担当の英語の試験場（教養学部学舎C四〇教室）に立入り、受験生の前で受験拒否をしそうする文書を板書した。

(1) 同人は、「昭和四四年一二月三日に、同人の処分を審議する教授会の会場に入りこみ、同教授会を中止するのやむなきに至らしめた。また、昭和四五年四月八日にも、同人は、一部の学生とともに、教養部教授会開催予定時刻の約一時間前から会場への通路に坐りこんで教授会開催を困難ならしめ、教養部長事務取扱の退去命令にも応じなかつた。

(2) 同人は、昭和四四年八月八日の本学学舎の学生等による不法占拠状態解除後、しばしば、教養部学舎内廊下の壁扉等にマジック・インクで落書きをしたが、同年一月八日に教養部学舎Ⅲ教室を占拠したさいには、同教室内の壁にマジック・インクで落書きをし、また、同年一二月下旬から翌四五年一月上旬にかけては、教養学部学舎の多数の教室の黒板の全面に白ペンキで落書きを大書し、授業に支障を与えた。同年三月に教養部当局より汚損箇所が修復された後も、同人は落書きを止めなかつた。

上記のごとく、同人は、本学教養部教員としての重要な

職務を放棄し、本学および本学教養部の管理機関の決定ないし執行機関の命令に違背し、本学教養部の教育機関としての機能の遂行を妨げ、国有財産を損傷した。これらの行為は、国家公務員法第九八条第一項および第一〇一条第一項の規定に違反するものである。
よって、国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号の規定により、同人を懲戒処分として免職する。

・・・・・

処分説明書は、私に到達しうる文章表現としての最低限の生命力すら失っている。というのは、この文書は評議会が私の陳述▽に敗北したことの宣言なしし自己証明として、死体のように投げ出されたのであるから。

私たちの闘争過程の一瞬一瞬は、名付けがたいほどの深さと拡がりをもつて私たちの敵対者の真の姿を明らかにしてきたけれども、ここで、あらためて、七・三一の審査説明書と一〇・一六の処分説明書のノキマから、私たちが引きずり出し、共有すべき問題点を、いくつか記しておこう。

。二つの文書の関連は全く述べられていないし、述べることが不可能にされている。審査説明書のままの表現で処分説明書を作成しなかつた評議会は、必ず、かき変えたこと、しかも、このようにブザマにかき変えたことによつて復讐されるだろう。

。八・二一、八・三一以降、一〇・一六まで、死の沈黙を続けた意味を対象化していく必要がある。この沈黙の質は、大学闘争を圧殺してきた沈黙の質を集約したものであり、また、これを逆にたどりつつ、私たちの未来に出現する表現をかいまみることもできる。

。審査説明書は、三つの構成をまがりなりにも持つていたけれども、処分説明書はそれすら、ローラーで押しつぶしたように平板化され、評議会が①次の事実性論の前に、いかにあわてふためいたかを示している。その結果がいわば②次の事実性への後退となつてゐる。

。処分説明書は、文体・語法が硬直化しており、起訴状の調子に接近し、ある意味では、それをこえるほどである。これは権力者たちの無意識的な重層性と世界（史）性を暗示しているようと思われる。

。審査説明書に対する第一次の事実誤認が、私や参考人の陳述をへたのちにも放置されたものが多く、むしろ増大している。いうまでもなく、これは、陳述の機会を与え、参考意見をきくという評議会の方針が、たんなるアリバイ作りに他ならないことからもきいている。

その他、さまざまの方向からの批判が可能であるけれども、それは、処分説明書を自らにあてられた文書であると考える全ての△私△によって展開されるべき作業であり、この作業は、このような文書を成立させている現実の根拠そのものを粉碎していく闘争と同時におこなわれなければならない。

一九七〇・一〇・一六

松下昇

いくつかの断片の方針

。私は処分に関する説明書を評議会に対し返送した。その理由は、形式的には、一〇月一六日に評議会代表がその文書を私に手渡そうとしたが、私が拒否したためであるが、本質的には、その文書が表現として成立不可能であり、私に到達しうる生命力を全くもつてないため、死人をして死人を葬らしめるのがよいと考えたからである。私の返送した文書には、一六日付の私のビラが同封されており、これを含む公開討論をよびかけておいた。

にもかかわらず、評議会は、私の送った文書を一度は開封したらしいが、何一つ説明をせず、そのまま、別の封筒に入れて送り返してきた。この一見ささやかな喜劇には、深い意味があるだろう。その一つは、評議会のロボット化、非人間化が明らかに最終決定したことであり、もう一つは、この問題について、あらゆる方法で公開の討論、追求が必要になつてゐることである。

とくに後者については、人事院の審理という場を媒介とした新しい闘争を、評議会が自ら準備したことになる。もちろん、私たちは人事院審理がなくても最大限の闘争を展開するであろうし、それがなされうるとき、はじめて人事院をふくめた私たちの敵たちを逆用しつつ永続闘争をしていくことができるのです

ある。

一九七〇。一〇。二八

松下昇

公開要望書

神戸大学評議会 御中

○ 教養部長事務取扱いは、二度にわたり、
a 一〇月末までに研究室を立ち退くこと
b 研究図書を返還すること

を文書で要求してきている。

しかしながら、私は、次のように主張したい。

a、については、(i) 処分そのものが根拠ゼロであり、少くとも人事院の審理が終了するまで立退要求の根拠はない。(ii) 別の理由で、他の教官が入室するのであれば、少くとも教授会で部屋の移動について慣例通り討議し、入室教官が決定すれば、直接交渉に応じる。(iii) 今までの退職・転任教官の場合の研究室問題を公表せよ。

b、については、こちらから図書の全部を一括して返すことはしない。(i) 私の研究室に来たものが読みたい本を発見したとき、(ii) 図書館でカードをしらべ、自分のよみたい本が私の研究室にあるのが判明したとき、

研究室の貸出ノートに記入した後、その本の管理を自主的におこなうべきである。(図書室に返還するのが妥当と思えば、自分で責任でそのようにしてもよいだろう。)

一二月二四日に開始される……闘争被告団の裁判をふくめ、これから生じる一つ一つの事態に、私たちの共同の問題と固有の問題を全て総括しつつ立ちむかおう。もはや、失うものは何一つない私たちに怖れる必要はない。

わたしたち、大学を告発する、京都大学全学教官連合は、さきに8月12日、貴評議会が7月31日付で貴大学松下昇講師に「交付」された「審査説明書」にかんし、いくつかの疑問点を明示して、貴評議会にたいする公開質問を行ない、貴評議会が松下講師「処分」手続きを進められる以前に、それらの疑問点に答えられるよう要望いたしました。しかし現在まで貴評議会は、わたしたちの問い合わせに答えて「処分主体」としての貴評議会の倫理的正当性を明らかにすることもなく、沈黙のうちに10月16日、松下講師にたいする「処分」を決定されています。わたしたちは、わたしたちが公開質問書に指摘した疑問点について、またその質問書の貴評議会における扱いについて、直接貴意を承わりたいと存じ、10月19日、貴大学まで参上しましたが、貴評議会議長が不在であるとのことでしたので、一週間以内に会見したいとの要請を、庶務課長をつうじて伝えるにとどまりました。そしてこれにたいする答えもないまま、今日にいたっています。わたしたちは本日、あらためて貴大学へ代表を派遣し、重ねてわたしたちの意向を伝え、貴評議会が早急にわたしたちと時間・場所その他を打ち合せた上で

会見すること、その席で貴評議会の答えを開陳されることを、強く要望するものです。

一九七〇年一〇月三〇日

大学を告発する・京都大学全学教官連合
連絡先 教養部ドイツ語教室 野村修

電 (075) - 770-1181 内線4813

岡山から

生活共同体の深部からの人間解放を！

— “岡大教官”処分に関する

人事院闘争 “五日間”の小さな総括 —

荻原勝

これまで大学粉碎とか安保粉碎、沖縄解放などの大きな一般的なスローガンのもとで闘争は戦われてきた。私たちはそこで“共有された状況の一般的な課題と状況に係る自分に個有な課題との同時的追求”というような方をして来た。このいい方はいまも変わらないと思うが、私たちはまたここで“共有された状況における私たちの共同性の同時的追求”といつてもいいはずだ。問題はあくまでも私たち自身が状況の過程、その展開の“媒介の構造”であることができるかということである。

こんど“教官処分に関する人事院の公開口頭審理”（八・二四と二八の五日間、岡山市広瀬荘会議室）にあたって“新たな共同性の地平を”という一般的なスローガンを掲げたが、これは“なにか分ったもの”として出されたのではなく、このスローガンの

なかに含まれている状況の未だの意味が実現（対象化）されてゆくその過程そのものとして出され運動提起された。

“孤立”は“孤立”であるだけで越えられなければならないものであることは自明のことだが、しかもなお、いまこの“孤立”においてこそ生活（歴史）の諸矛盾が總体として公開（告発）されてくるのであり、“孤立”はこの自己矛盾においてこそ歴史のなかを運動しているのだ。この“孤立”はいかなる意味においても“孤独”ではないし、また“少數精銳主義”（前衛幻想）（ブルジョア幻想）でもない。

“孤立”は幻想崩壊、共同幻想崩壊（コミュニケーションの崩壊）のものであるが、“孤立”が一つの共同性の崩壊のものであるという本質においてすでに共同性のレベルのものであるということが追求されなければならない。“孤立”はまた“沈黙”である。

ところで、権力の沈黙こそ、これまでのすべての過程で大衆の次元に曝された権力の欺瞞的居直りの“リクツ”もヘッタクレもない“人間支配の本質だ。この人事院訴訟もまた私が私の説明要求にも公開状にも一切答えない“沈黙のだんまり大学評議会”と私の沈黙そのものにおいて対応した“処分の審査過程”からの直接の展開であるが、沈黙が深く敵的に交叉する状況の原点といったものがその深部から表現されるその具体的な過程が欲しい。私は沈黙も幻想崩壊という点では同じ次元のものである。権力の沈黙において、またそれを媒介として私たちの沈黙を対象化し私たち自身が“権力との関係”で展開してゆくのだといういまの状況の展開構造が解明されることを！

私たちにはまだ本当に有効なことばがないのだから一人一人の発言の内容よりは権力の前で“われわれは皆同じだ”といえるような共同性の地点への大衆的進出が必要だし（代理人の発言は請求人の発言とみなされる）、あるいはまた“私は正当だ”などと無媒介的・無言語的に短絡することよりは、新たな共同性の形成のその過程でこそ“権力にはわたしたちを裁く資格はない”ことが明らかにされてゆくような“有罪性”に居直っている私たち自身の過程が必要だろう。本人の思想ではなく行為の事実においてのみ“処分”をしたという権力のいい分の嘘を公開するために、あくまでもその行為の事実（を解釈するではなく）に喰いつくことが必要だし、権力のことばを私たちの論理で使用する敵対的交叉的具体的な表現過程が欲しい。権力は幻想崩壊によつてその幻想性の水準、つまり“法”（ことば）の水準から“旋”（沈黙）の水準へと生活共同体の奈落の底へ転落してしまつてゐるが、これは旧軍部ファシズムというよりは、市民社会のヘーゲル・ナチス的なゲルマン民族共同体への民族主義的後退と酷似しているか、あるいははるかにそれ以上のものであつて、権力のこの国家＝民族主義共同体へのファシズム的変質こそ、入管法や日本権力のアジア侵略体制化、大國＝軍国主義復活ばかりでなく“公害の一億総責任論”（佐藤首相）、教育の民族主義的再編、そして、地元土着権力の手を使つた様々な弾圧、たとえば、“教員処分”（九州柳川市、伝習館高校の三人の高校教師の首切りや、また、岡大教官処分）として現われてくるが、この国家＝民族主義共同体の人間破壊の本質はさらには破防法治安弾圧となつて国家権力のすべてのレベル（司法権力、資本、大学……）だけではなく、日常

の一般社会からも形を変え姿を変えて現われている。市民階級が解体して国家＝民族主義的共同体のなかへ解体してしまつた。いま、市民階級全体から人間が解放されてゆく過程で（生活）共同体内部から的人間解放（土着の解放）が同時的に展開してゆくのではないか。

なお、この“五日間”は“重い五日間”だったが、また、たしかにおもしろいものだった。私たち（請求人・代理人・傍聴人）はなんぶんも声を出して爆笑しながら吹き出したりした。事務局長（この三月まで東大の庶務部長だった人）を先頭に“大学評議会”があとについてやつて來た大学権力の文部省＝国家権力まるだしの姿や（学長本人はついに姿を見せなかつた）、また、私たちの追求に對して本質的なことはなにひとつ喋らない“沈黙のだんまり大学権力”など、大学権力の予想通りの正体をいくつも見るとができたのだが、しかし、私たちは私たちの“沈黙”ばかりではなく、私たちの“笑い”さえもまだ対象化（言語化）して大衆のものにまで広げることができないでいるということこそが本当の問題である。

授業再開の宣言

— 大学権力への公開状 —

大学権力は日本国家権力のなかへ転落したことによつて、もつと悪質な日本国家主義（国家主義共同体）のなかへ壊滅的なナチス的転落を遂げ、ここに既成の大学共同体は完全に崩壊した。

いまや、『法』（ことば）は『撻』の沈黙へと回帰して、大学

権力はその死の沈黙において永遠に沈黙している。大学権力の

『処分権』はものの見事に解体した。

私が私の公開された『沈黙』（幻想崩壊）や、従つて、また、『停職五ヶ

月』などと無責任なことをいわないで、『停職五〇〇年』（2）にする

とでもいうのなら、それもまたナチス的な大学権力にとつて一つ

の『おもしろい解決の方法』であろう。そのいすれをとろうと、それはしょせん、大学権力の自由であり、ナチス的な恣意（暴虐）である。

それとも、私を『永久追放』（1）にするとか、また、『停職五ヶ

月』などと無責任なことをいわないで、『停職五〇〇年』（2）にする

とでもいうのなら、それもまたナチス的な大学権力にとつて一つの『おもしろい解決の方法』であろう。そのいすれをとろうと、それはしょせん、大学権力の自由であり、ナチス的な恣意（暴虐）である。

だが、まだ、大学権力が『処分権の解体』を公認して、この

『処分』を『白紙に還元する』（3）なら、それが、いま、すべての

人たちにとつて『新たな共同体の恢復』のために最良の策である

ことは間違いない。

あるいは、また、大学権力がこの『処分』に関する全学的、また大衆的な公開討議の場で私たちとともに徹底的に話し合い、この『処分』が『大衆的に白紙に還元される』（4）というさらにいい方法もある。

私は大学権力に対してこれら（1）、（2）、（3）、（4）のうちのいすれをとるか、その回答を早急に要求する。

岡山大学学長殿

一九七〇年九月二二日

荻原勝

以上をもって、私の『授業再開』の宣言とする。

公開討議への大衆的な呼びかけ

テーク／＼『処分』

とところ／＼どこでも

担当者／＼参加したすべての人たち

大学権力への公開状

『授業再開の宣言』を破棄する

一目には目を、歯には歯を、沈黙には沈黙を！！

大学権力は私が先に九月二十二日の日付で送った『処分』に関する回答要求に対してもまだなんの回答もしていない。大学権力は

すべての人たちを包む 『無名の人間集団』へ

——松下昇君の処分決定に際して——

神戸大学評議会は十月十六日付で松下昇講師（教養部）の『懲戒免職処分』を決定した。

しかし、大学紛争にこれを無限に越えたところで係つたものにとつて問題は『処分』にあるのではなく、この『処分』も包み込んでしまった形で拡大している無限の質の人間的意味にあるのだ。

松下君の『処分』にあたつて『個人の自由を尊重するあまり、他人の自由を侵害することは許されない』といふような戸田・神戸大学学長事務取扱いの発言は、大学権力の欺瞞というよりは、いま『自由』ということばによつてさえも人間が呪縛され空洞化してしまっていることの無自覚的な敗北の告白であり、また、状況が孕む人間的深さへの裏切りである。

もとより、大学権力が『処分』を下す事が下すまいが、問題はそのようなレベルで展開するのではない。状況が孕んでしまった無限の人間的質と、また、同時に状況の底から開かれ目覚めていふ『人間の共同性』の視座の深化こそが大事なのだ。私たちの怒りの対象は個々人の次元をはるかに越えており、自分のなかの人間が『骨抜き』にされてしまつてゐることを陰蔽する呪縛の構造、権力の構造そのものであり、また、そこからやって来て『人間の関係』を際限もなく暗くし荒廃させてしまつてゐる無数の虚偽と

自己弁護と権威主義の独善などである。

むろん、私たちは、いま、私たちの存在が言葉の形において、あるいは、行為としてどのような表現の形態をとるにせよ、そのこと自体に価値を置いているのではない。また、そこで私たちの存在を貫徹しうるなどと錯覚しているものでもない。私たちは私たちの存在も込み込んでしまった状況の未知で無名の過程の媒介となること、また、それが同時に私たち自身の未知で無名の過程と一致しているからこそ、私たちの存在がすべての人たちの中に包括されてしまっているその永続的な闘いの形態を断念することなく持続してゆくのである――。

一九七〇・一〇・二〇

荻原勝